

令和7年9月より、 満3歳児の預かり保育給付の対象が拡大します。

制度内容

本制度は、令和5年10月より開始した国無償化制度の対象外となっている【満3歳児クラスの第2子以降の園児の預かり保育部分の給付】について、令和7年9月より補助対象が第1子まで拡大となるものです。

【制度開始日】

令和7年9月1日

【対象者】

次の要件を全て満たす必要があります。

- 1 幼稚園の満3歳児クラス（満3歳に達する日以後の最初の4月1日を経過していない幼児で、他のクラスに在籍する幼児含む）に在籍していること
- 2 市町村民税非課税世帯ではないこと
（非課税世帯の預かり保育は国無償化対象です）
- 3 「保育の必要性の認定（国分寺市特定子ども・子育て支援施設等預かり保育給付金認定）」を受けていること

※ 「保育の必要性の認定」については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。
詳細は保育幼稚園課入園相談係へお問い合わせください。

※ 制度開始日から給付を受けるためには、開始日時点で認定を受けている必要があります。
認定日以降でなければ給付の対象になりませんので、預かり保育を利用される前に認定について御相談ください。

【給付額】

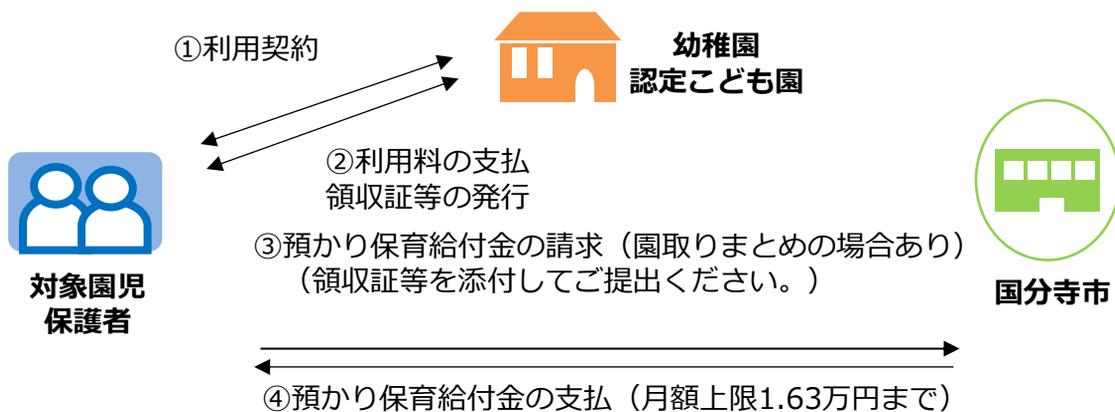
- 預かり保育の利用料について利用日数×450円を限度に、月額最大16,300円まで給付（国の無償化と同等）

※ 給付額は、利用日数に450円を乗じた額と実際に支払った額を、月ごとに比較して低い方の額となります。

〈参考例〉 預かり保育の利用料が1日400円のA幼稚園、500円のB幼稚園の場合
（どちらも1か月の利用日数は20日）

	利用日数	利用料(*1)	上限額(*2) 450円×利用日数	(*1)と(*2)の うち低い額	実費負担額
A幼稚園	20日	8,000円 (400円×20日)	9,000円 (450円×20日)	8,000円	0円
B幼稚園	20日	10,000円 (500円×20日)	9,000円 (450円×20日)	9,000円	1,000円

給付の方法について



【支払方法】

預かり保育給付金については、一度施設に利用料をお支払いいただき、後日市へ請求していただく「償還払い」にてお支払いさせていただきます。

【請求・支払の回数】

年2回・半年ごとに請求いただき、内容審査を含め約1～2か月後に指定の口座に給付金をお支払いさせていただきます。なお、令和7年度に限り、満3歳児第1子については、令和7年9月～令和8年3月利用分を令和8年4月頃請求、5月以降支払い予定となります。

* 請求・支払いスケジュール

令和7年度

区分	利用月	請求月	支払月
第1子	令和7年9月～令和8年3月	令和8年4月	令和8年5月
第2子以降	令和7年4月～令和7年9月	令和7年10月	令和7年11月
	令和7年10月～令和8年3月	令和8年4月	令和8年5月

令和8年度以降

区分	利用月	請求月	支払月
第1子以降	令和8年4月～令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月
	令和8年10月～令和9年3月	令和9年4月	令和9年5月

※請求書類は、請求時期の1か月程度前を目安に原則施設を経由し配布いたします。

(市ホームページからも様式をダウンロード可能です。)

【提出書類】

国分寺市特定子ども・子育て支援施設等預かり保育給付金請求書、領収証、特定子ども・子育て支援提供証明書

【注意事項】

○この給付金は表面の要件に該当する園児保護者のみ受給できますので、国分寺市特定子ども・子育て支援施設等預かり保育給付金認定を受けた事を在籍施設にお伝えいただいた上で、領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の発行依頼をご自身で行っていただくようお願いいたします。

○施設によって領収証等の発行に時間がかかる場合があります。お早めに施設にご相談ください。

請求時期・書類等の詳細につきましては、市ホームページまたは施設等を通じて、順次保護者の皆様へお知らせいたします。

【お問い合わせ先】

国分寺市 子ども家庭部 保育幼稚園課 / 受付時間 平日8:30～17:00
認定に関すること…入園相談係:042-312-8648(直通)
給付に関すること…給付管理係:042-312-8649(直通)